

令和7年度 第5回 朝霞市上下水道審議会 次第

日時 令和7年9月1日（月）

午前10時から

会場 水道庁舎4階 会議室

1 会長あいさつ

2 部長あいさつ

3 議題

（1）下水道使用料の改定（案）3について

①再シミュレーションについて

（2）答申案について

（3）大字溝沼地内調整池等見学ツアー

（4）その他

4 閉会

〈 配付資料 〉

【資料1】下水道使用料の改定（案）3について

答申案

溝沼調整池等視察資料

令和7年度第5回朝霞市上下水道審議会

資料 1

下水道使用料の改定（案） 3 について

1 再シミュレーションについて

上下水道総務課・下水道施設課

1 前回審議会の意見のまとめ

○1.5倍の下水道使用料収入について

- ・下水道使用料は、例年9億円程度の収入で行ってきた。
- ・しかし、流域下水道維持管理費負担金の値上げや物価高騰に伴う維持管理費の上昇の影響などを加味して、財政収支計画を見直した結果、目標地点の3要素をクリアするには最低13億5千万円の年間下水道使用料収入が必要となる。
- ・このことから、今後の年間下水道使用料が1.5倍必要となることから、料金改定にあたっては、使用料設定を概ね1.5倍になると考えられる。（ $13.5\text{億円} \div 9\text{億円} = 1.5\text{倍}$ ）

○値上げの仕方について

- ・料金改定を行う上で、「いくら値上げする」と「何パーセント値上げする」いった、どこに着目して改定を行うかが重要である。
⇒今回の再シミュレーションでは、「いくら値上げ」と「何パーセント値上げ」の2パターンを作成
 - ①「いくら値上げ」は、使用者モデルの20m³使用者が1500円になるように設定
ケース2-③Ver.1 ケース2-③Ver.2、Ver.2-1
 - ②「何パーセント値上げ」は、年間下水道使用料が1.5倍になることから、どの使用者に対しても1.5倍程度になる使用料を設定
ケース2-③Ver.3

○少量使用者への配慮

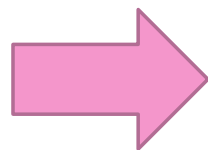
- ・第4回審議会でのシミュレーションにおいて、20m³の使用料が1750円（75%増）は、値上げの影響が大きいことから、1.5倍の使用料に基づき、1500円程度もしくは1500円以下となるように料金設定をする。 1

シミュレーション【ケース2-③】

第4回審議会提出資料

(2か月) 税抜き

朝霞市【現行】		
料金区分	排水量	使用料
基本水量	0～20m ³	1000円
超過料金 1m ³ につき ※基本水量 (20m ³)を 超えて排水 する分	21～40m ³	55円
	41～100m ³	60円
	101～200m ³	65円
	201～1000m ³	70円
	1001～2000m ³	75円
	2001m ³ ～	85円



朝霞市【改定後】		
	排水量	使用料
従量使用料 1m ³ につき	基本使用料	1000円
	1～10m ³	35円
	11～20m ³	40円
	21～40m ³	55円
	41～60m ³	60円
	61～100m ³	75円
	101～200m ³	80円
	201～1000m ³	90円
	1001～2000m ³	95円
	2001m ³ ～	110円

20m³の場合：1000円 + (35円×10m³) + (40円×10m³) = 1750円

【改定要件】

- ★基準外繰入金0円
- ★経費回収率：111.19%
 - ・維持管理費の増を見込む
 - ・従量区分を細分化
 - ・基本水量の範囲内の使用者間の不公平を解消
 - ・経常経費の一部を基本使用料で賄う

令和8年度 下水道使用料
1,355,255,424円（年間）

★年度末資金残高
令和12年度 1,011,904,038円
令和15年度 900,479,537円

20m³使用者モデル
現行 1,000円
改定後 1,750円

★は目標地点です

シミュレーション【ケース2-③Ver.1】

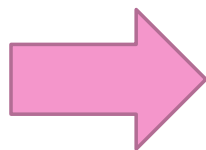
20m³まで使用者に配慮

21m³から均等（15円）に従量使用料を値上げ

（2か月）税抜き

朝霞市【現行】

料金区分	排水量	使用料
基本水量	0～20m ³	1000円
超過料金 1m ³ につき ※基本水量 (20m ³)を 超えて排水 する分		
	21～40m ³	55円
	41～100m ³	60円
	101～200m ³	65円
	201～1000m ³	70円
	1001～2000m ³	75円
	2001m ³ ～	85円



朝霞市【改定後】

	排水量	使用料
	基本使用料	1000円
従量使用料 1m ³ につき	1～10m ³	20円
	11～20m ³	30円
	21～40m ³	55円
	41～60m ³	70円
	61～100m ³	85円
	101～200m ³	100円
	201～1000m ³	115円
	1001～2000m ³	130円
	2001m ³ ～	145円

20m³の場合：1000円 + (20円×10m³) + (30円×10m³) = 1500円

【改定要件】

- ★基準外繰入金0円
- ★経費回収率：110.8%
 - ・維持管理費の増を見込む
 - ・従量区分を細分化
 - ・基本水量の範囲内の使用者間の不公平を解消
 - ・経常経費の一部を基本使用料で賄う

令和8年度 下水道使用料
1,363,705,926円（年間）

★年度末資金残高
令和12年度 1,052,386,040円
令和15年度 966,120,647円

20m³使用者モデル
現 行 1,000円
改定後 1,500円

★は目標地点です

シミュレーション【ケース2-③Ver.2】

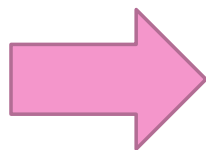
20m³まで使用者に配慮

他市を参考に21m³以上から従量使用料を値上げ

(2か月) 税抜き

朝霞市【現行】

料金区分	排水量	使用料
基本水量	0～20m ³	1000円
超過料金 1m ³ につき	21～40m ³	55円
	41～100m ³	60円
	101～200m ³	65円
	201～1000m ³	70円
	1001～2000m ³	75円
	2001m ³ ～	85円



朝霞市【改定後】

排水量		使用料
基本使用料		1000円
従量使用料 1 m ³ につき	1～10m ³	20円
	11～20m ³	30円
	21～40m ³	70円
	41～60m ³	75円
	61～100m ³	85円
	101～200m ³	95円
	201～1000m ³	100円
	1001～2000m ³	110円
	2001m ³ ～	120円

【改定要件】

- ★基準外繰入金0円
- ★経費回収率：111.8%
 - ・維持管理費の増を見込む
 - ・従量区分を細分化
 - ・基本水量の範囲内の使用者間の不公平を解消
 - ・経常経費の一部を基本使用料で賄う

令和8年度 下水道使用料
1,376,417,268円（年間）

★年度末資金残高
令和12年度 1,115,702,771円
令和15年度 1,067,396,734円

20m³使用者モデル
現 行 1,000円
改定後 1,500円

20m³の場合：1000円 + (20円×10m³) + (30円×10m³) = 1,500円

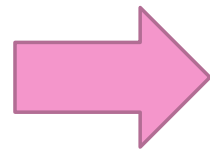
★は目標地点です

シミュレーション【ケース2-③Ver.2-1】

Ver.2の従量使用料を改めた

(2か月) 税抜き

朝霞市【現行】		
料金区分	排水量	使用料
基本水量	0～20m ³	1000円
超過料金 1m ³ につき		
	21～40m ³	55円
	41～100m ³	60円
	101～200m ³	65円
	201～1000m ³	70円
	1001～2000m ³	75円
	2001m ³ ～	85円



朝霞市【改定後】		
	排水量	使用料
従量使用料 1m ³ につき	基本使用料	1000円
	1～10m ³	20円
	11～20m ³	30円
	21～40m ³	60円
	41～60m ³	70円
	61～100m ³	90円
	101～200m ³	100円
	201～1000m ³	110円
	1001～2000m ³	120円
	2001m ³ ～	130円

【改定要件】

- ★基準外繰入金0円
- ★経費回収率：110.3%
 - ・維持管理費の増を見込む
 - ・従量区分を細分化
 - ・基本水量の範囲内の使用者間の不公平を解消
 - ・経常経費の一部を基本使用料で賄う

令和8年度 下水道使用料
1,358,165,754円（年間）

★年度末資金残高
令和12年度 1,024,485,347円
令和15年度 921,447,215円

20m³使用者モデル
現 行 1,000円
改定後 1,500円

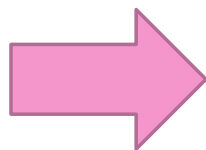
20m³の場合：1000円 + (20円×10m³) + (30円×10m³) = 1,500円 ★は目標地点です

シミュレーション【ケース2-③Ver.3】

21m³以上の使用料から公平に1.5倍程度の使用料設定

(2か月) 税抜き

朝霞市【現行】		
料金区分	排水量	使用料
基本水量	0～20m ³	1000円
超過料金 1m ³ につき ※基本水量 (20m ³)を 超えて排水 する分	21～40m ³	55円
	41～100m ³	60円
	101～200m ³	65円
	201～1000m ³	70円
	1001～2000m ³	75円
	2001m ³ ～	85円



朝霞市【改定後】		
	排水量	使用料
従量使用料 1m ³ につき	基本使用料	1000円
	1～10m ³	20円
	11～20m ³	30円
	21～40m ³	75円
	41～60m ³	80円
	61～100m ³	95円
	101～200m ³	100円
	201～1000m ³	105円
	1001～2000m ³	110円
	2001m ³ ～	125円

20m³の場合：1000円 + (20円×10m³) + (30円×10m³) = 1,500円

【改定要件】

- ★基準外繰入金0円
- ★経費回収率：115.4%
 - ・維持管理費の増を見込む
 - ・従量区分を細分化
 - ・基本水量の範囲内の使用者間の不公平を解消
 - ・経常経費の一部を基本使用料で賄う

令和8年度 下水道使用料
1,421,351,514円（年間）

★年度末資金残高
令和12年度 1,340,109,619円
令和15年度 1,426,426,879円

20m³使用者モデル
現 行 1,000円
改定後 1,500円

★は目標地点です

2 シミュレーションのまとめ

○ケース2-③ Ver.1

- ・ 少量使用者（20m³まで）に配慮して使用料を1500円で設定
⇒1～10m³を20円、11～21m³を30円とした。
- ・ 21m³からの従量使用料を均等（15円）に値上げ
- ・ 多量使用者（6000m³）を除き、全体的に安価

○ケース2-③ Ver.2、Ver.2-1

- ・ 少量使用者（20m³まで）に配慮して使用料を1500円で設定
⇒1～10m³を20円、11～21m³を30円とした。
- ・ 新座市などの他市の料金体系を参考に、21m³からの従量使用料を高めに設定
⇒シミュレーションの表を見たときに、21m³から一気に値上がりしているように見える。
21m³以上の使用料を現行と比較すると1.35～1.42倍である。
- ・ Ver.2-1は、30m³～50m³の負担を軽減を行った。なお、使用料の比較では1.24～1.54倍である。

○ケース2-③ Ver.3

- ・ 20m³使用者に配慮し、21m³以上使用者の使用料を公平に1.5倍程度になるように従量使用料を設定
- ・ 年間下水道使用料は13億5千万円を大きく上回ることで、
年度末資金残高が13億円以上と過剰な資金残高となる

3 従量使用料の比較

(2か月) 税抜き

現行			改定 (案)	ケース 2-③	Ver.1	Ver.2	Ver.2-1	Ver.3
料金区分	排水量	使用料	基本使用料	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円
基本水量	0～20m ³	1000円	1～10m ³	35円	20円	20円	20円	20円
超過料金 1m ³ につき ※基本水量 (20m ³) を 超えて 排水する分			11～20m ³	40円	30円	30円	30円	30円
	21～40m ³	55円	21～40m ³	55円	55円	70円	60円	75円
	41～100m ³	60円	41～60m ³	60円	70円	75円	70円	80円
			61～100m ³	75円	85円	85円	90円	95円
	101m ³ ～ 200m ³	65円	101～200m ³	80円	100円	95円	100円	100円
	201m ³ ～1000m ³	70円	201～1000m ³	90円	115円	100円	110円	105円
	1001m ³ ～2000m ³	75円	1001～2000m ³	95円	130円	110円	120円	110円
	2001m ³ ～	85円	2001m ³ ～	110円	145円	120円	130円	125円

4 下水道使用料の比較

(2か月) 税抜き

	単身世帯 (10m ³)	20m ³	2人家族 (30m ³)	3人家族 (40m ³)	4人家族 (50m ³)	個人事業主 (100m ³)	わくわくどーむ (6,000m ³)
現行	1,000円	1,000円	1,550円	2,100円	2,700円	5,700円	483,200円
ケース2－③	1,350円 (350円) 1.35倍	1,750円 (750円) 1.75倍	2,300円 (750円) 1.48倍	2,850円 (750円) 1.36倍	3,450円 (750円) 1.28倍	7,050円 (1,350円) 1.24倍	622,050円 (138,850円) 1.29倍
ケース2－③ Ver.1	1,200円 (200円) 1.2倍	1,500円 (500円) 1.5倍	2,050円 (500円) 1.32倍	2,600円 (500円) 1.24倍	3,300円 (600円) 1.22倍	7,400円 (1,700円) 1.3倍	819,400円 (336,200円) 1.7倍
ケース2－③ Ver.2	1,200円 (200円) 1.2倍	1,500円 (500円) 1.5倍	2,200円 (650円) 1.42倍	2,900円 (800円) 1.38倍	3,650円 (950円) 1.35倍	7,800円 (2,100円) 1.37倍	687,300円 (204,100円) 1.42倍
ケース2－③ Ver.2-1	1,200円 (200円) 1.2倍	1,500円 (500円) 1.5倍	2,100円 (550円) 1.35倍	2,700円 (600円) 1.29倍	3,340円 (640円) 1.24倍	7,700円 (2,000円) 1.35倍	745,700円 (262,500円) 1.54倍
ケース2－③ Ver.3	1,200円 (200円) 1.2倍	1,500円 (500円) 1.5倍	2,250円 (700円) 1.45倍	3,000円 (900円) 1.43倍	3,800円 (1,100円) 1.41倍	8,400円 (2,700円) 1.47倍	712,400円 (229,200円) 1.47倍

(案)

令和7年 月 日

朝霞市長 松 下 昌 代 様

朝霞市上下水道審議会
会長 前 田 敏

朝霞市の適正な下水道使用料の水準について（答申）

令和7年6月3日付け、朝上発第83号で諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議を行い、結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。

答 申 書

令和7年（2025年）●月●日

朝霞市上下水道審議会

1 はじめに

下水道事業は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全、雨水排水による浸水防除の役割を担い、快適な市民生活を維持していくために欠かすことのできない社会インフラの一つであり、将来にわたり安定的な経営の下、下水道サービスを提供することが責務となっている。

朝霞市の下水道事業は、昭和48年に事業認可を得て工事に着手し、昭和57年度の供用開始から43年が経過した。令和6年度末時点での汚水処理人口普及率は98%に達している。また、下水道事業の経営においては、令和2年4月に地方公営企業法を適用し、これまでの官公庁会計から、発生主義を採用する企業会計へと移行をしたところである。

下水道事業の経営は独立採算の原則に従い、事業の運営（汚水）に必要な経費は使用料収入で賄うこととされているが、現状においては一般会計から繰入金として多額の補填を受けており、市の財政に依存した経営となっている。また、昨今の節水機器の普及や核家族化の進行等による水需要の減少から、今後、使用料収入の大きな増加は見込めない状況にある。さらには、施設の老朽化に伴う改築・更新費用の増加や物価高騰に伴う維持管理経費の上昇等に加え、令和7年度からは埼玉県が管理運営を行っている流域下水道の維持管理負担金が値上げされるなど、本市の下水道事業を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増すことが想定されている。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、地方公営企業の経営原則である「受益者負担の原則」と「独立採算の原則」を基に、経営の安定化を目指し、合計●回にわたり慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので、意見を添えて答申する。

2 下水道使用料改定の必要性

下水道使用料の改定については、①汚水処理に要する経費を原価とし、原価に見合った適正な受益者負担を求めるべきであるにもかかわらず、不足する収入を一般会計からの基準外繰入金で賄い、事業が運営されていること。②埼玉県へ支払う流域下水道維持管理負担金が令和7年度から値上げされたこと。③物価上昇傾向が続く中で、現行使用料のままでは令和9年度に下水道サービスの提供に必要な資金の不足が見込まれること。④使用料収入の不足により施設の維持管理が滞った場合、施設の老朽化による道路陥没や汚水ポンプの停止等のリスクが上昇すること。⑤災害等の不測の事態が発生した場合においても、下水道サービスを継続するためには一定の資金の蓄えが必要であること等、今後、より一層厳しさを増す下水道事業の経営環境を鑑み、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくためには、下水道使用料の改定は必要不可欠であると判断する。

3 下水道使用料の改定について

改定使用料の検討に当たっては、安定的かつ健全な経営のため、①一般会計からの基準外繰入金をゼロとする。②毎年度の年度末資金残高を9億円から10億円の範囲で確保する。③経費回収率100%以上を達成するという三つの目標を設定し、それらを実現するために必要となる使用料の検討を行った。

(1) 使用料の算定期間

既存施設の改築更新をはじめとする中長期的な事業計画を適切に使用料へ反映させるため、令和6年11月に策定した「朝霞市下水道事業経営戦略」の計画期間である令和8年度から令和15年度までの8年間を収支予測の算定期間とした。

(2) 使用料体系

ア 基本水量制の廃止

下水道使用料における現行の基本水量制は、下水道の普及を促進し、公衆衛生の向上や生活環境の改善を図ることを目的に全国的に導入されてきた制度である。

しかしながら、本市の下水道の普及率や水洗化率は既に高水準に達しており、下水道の普及を目的とした基本水量制は、所期の目的を達したと言える。また、下水道事業の経営基盤の安定には、使用水量の少ない使用者を含めた全ての使用者で経営を支える使用料体系とすることが必要であり、使用水量に応じた負担を求める公平性の観点からも、上水道と同様に受益者負担の原則に沿って、基本水量制を廃止することが適当であると判断した。一方で、これまで基本水量内に収まっていた使用者の負担を緩和する観点か

ら、2か月当たり20m³までの使用量に関しては、従量使用料を低く抑え、使用料負担の軽減を図ることが妥当であると判断した。

イ 基本使用料と従量使用料

下水道事業は装置産業であるため、施設整備に係る投資費用が大きく、固定費の割合が極めて高い事業である。使用料として回収すべき費用の大部分は固定費であり、基本使用料によりこの費用を一定程度賄うことが可能となれば、使用水量の減少に対しても、安定的な事業継続が可能になる。

しかし、基本使用料で賄う固定費の割合を高めた場合、20m³以下の使用水量の少ない一般家庭などの値上げ率が高くなることから、使用水量の少ない使用者に配慮しながら基本使用料を設定することが現実的であると判断した。また、本市の多量使用者の使用料単価は県内他下水道事業体と比較しても廉価ではあるが、多量使用者の従量使用料については一般的に需要変動が大きく、使用料収入に与える影響が大きいことに留意して設定することが適当と判断した。

ウ 従量使用料の区分の設定

これまでの使用料体系では、2か月当たり20m³の基本水量を超過した使用水量から、超過料として、使用水量に応じた6段階の水量区分を設定していたが、基本水量制の廃止に伴い、1m³から従量使用料を設定するとともに、本市における核家族・単独家族の増加等、近年の使用水量の傾向等を踏まえ、9段階の使用料体系に見直すことが妥当であると判断した。

エ 公衆浴場用の使用料

公衆浴場は、保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、県内一律の入浴料金の統制を受けることを考慮して、公衆浴場用の使用料については据え置くことが妥当であると判断した。

以上のことを踏まえ、次の下水道使用料改定案が妥当であるとの結論を得た。

下水道使用料改定案（現行と改定案の比較表）

（2か月当たり・税抜き）

用途	区分		現行	改定案	差額
一般	基本使用料		1,000円		
	従量使用料 (m^3 当たり)	10 m^3 まで	0円		
		11～20 m^3			
		21～40 m^3	55円		
		41～60 m^3	60円		
		61～100 m^3			
		101～200 m^3	65円		
		201～1,000 m^3	70円		
		1,001～2,000 m^3	75円		
		2,001 m^3 以上	85円		

（3）改定時期

市民への周知期間を十分に確保することを考慮したが、既に埼玉県の流れ下水道維持管理負担金が値上げになっている状況等を鑑み、早期に収入増加を図る必要があることから、改定日は令和8年4月1日とすることが適当であると判断した。

4 附帯意見

（1）定期的な見直し

使用料改定については、昭和57年の供用開始から今日まで一度も改定を行っておらず、長期にわたり据え置かれてきた。今後は、将来世代に負担を先送りしないよう、社会情勢の変化や流域下水道維持管理負担金の動向など、下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮して、おおむね5年に一度の頻度で定期的な検証と見直しを求める。

（2）使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、市民と情報を共有し、相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解が得られるよう、積極的に情報発信を行い、周知に努めること。

朝霞市上下水道審議会 委員名簿

職	氏 名	備 考
会 長	前 田 敏	3号委員（知識経験を有する者）
副会長	時 枝 宏 幸	2号委員（上下水道使用者）
委 員	黒 川 滋	1号委員（市議会議員）
委 員	獅子倉 晴 樹	1号委員（市議会議員）
委 員	宮 林 智 美	1号委員（市議会議員）
委 員	小 川 正 喜	2号委員（上下水道使用者）
委 員	佐 藤 久美子	2号委員（上下水道使用者）
委 員	孫 恵 淑	2号委員（上下水道使用者）
委 員	谷 ななみ	2号委員（上下水道使用者）
委 員	池 田 邦 臣	3号委員（知識経験を有する者）
委 員	市 川 健	3号委員（知識経験を有する者）
委 員	島 崎 大	3号委員（知識経験を有する者）
委 員	野 島 安 広	3号委員（知識経験を有する者）

敬称略。区分別五十音順

令和7年度 朝霞市上下水道審議会 審議経過

	開催日	審議内容等
第1回	令和7年6月3日（火）	・市長諮問 ・下水道事業の概要 ・朝霞市の下水道事業会計について
第2回	令和7年6月27日（金）	・適正な下水道使用料の水準について
第3回	令和7年7月25日（金）	・使用料改定案について
第4回	令和7年8月18日（月）	・下水道パネル展（住民説明会）の実施報告 ・使用料改定案について
第5回	令和7年9月1日（月）	・使用料改定案について ・答申書（案）の確認

朝霞市の浸水対策における基本方針

朝霞市の浸水対策は従来の考え方に加えて、令和元年に策定した「朝霞市雨水管理総合計画」に基づいて浸水対策を推進していきます。

「朝霞市雨水管理総合計画」とは「事前防災・減災」、「選択と集中」の考え方から、浸水リスクが高い地域（重点対策地区）を優先して浸水被害を軽減させる計画です。

本市では4つの地区をこの重点対策地区に指定しています。（図.1）

また、重点対策地区の整備計画は5年程度で整備する「当面の対策」と中長期で整備する内容に分ける方針としました。溝沼3丁目及び溝沼2丁目地区（溝沼地区）の整備計画は次のとおりです。（図.2）

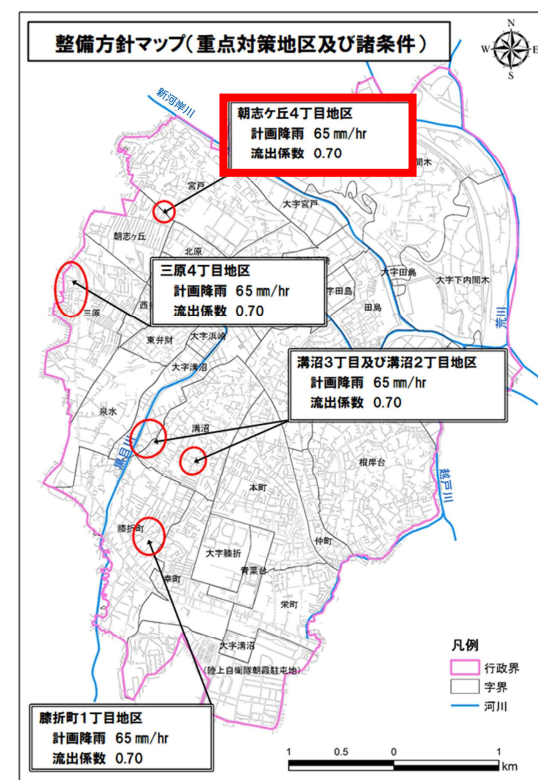


図.1 整備方針マップ
（重点対策地区及び諸条件）

<重点対策地区及び優先度>

- ◆溝沼3丁目及び溝沼2丁目地区
- ◆三原4丁目地区
- ◆朝志ヶ丘4丁目地区
- ◆膝折町1丁目地区

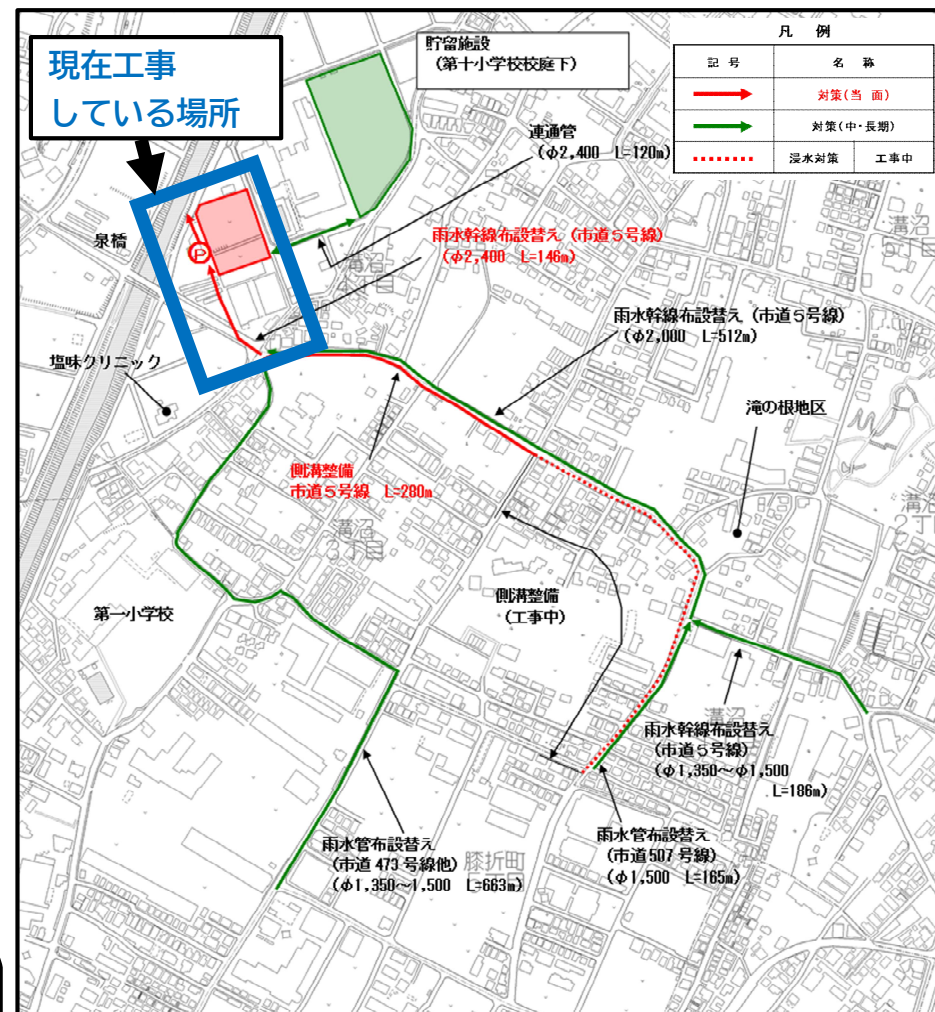


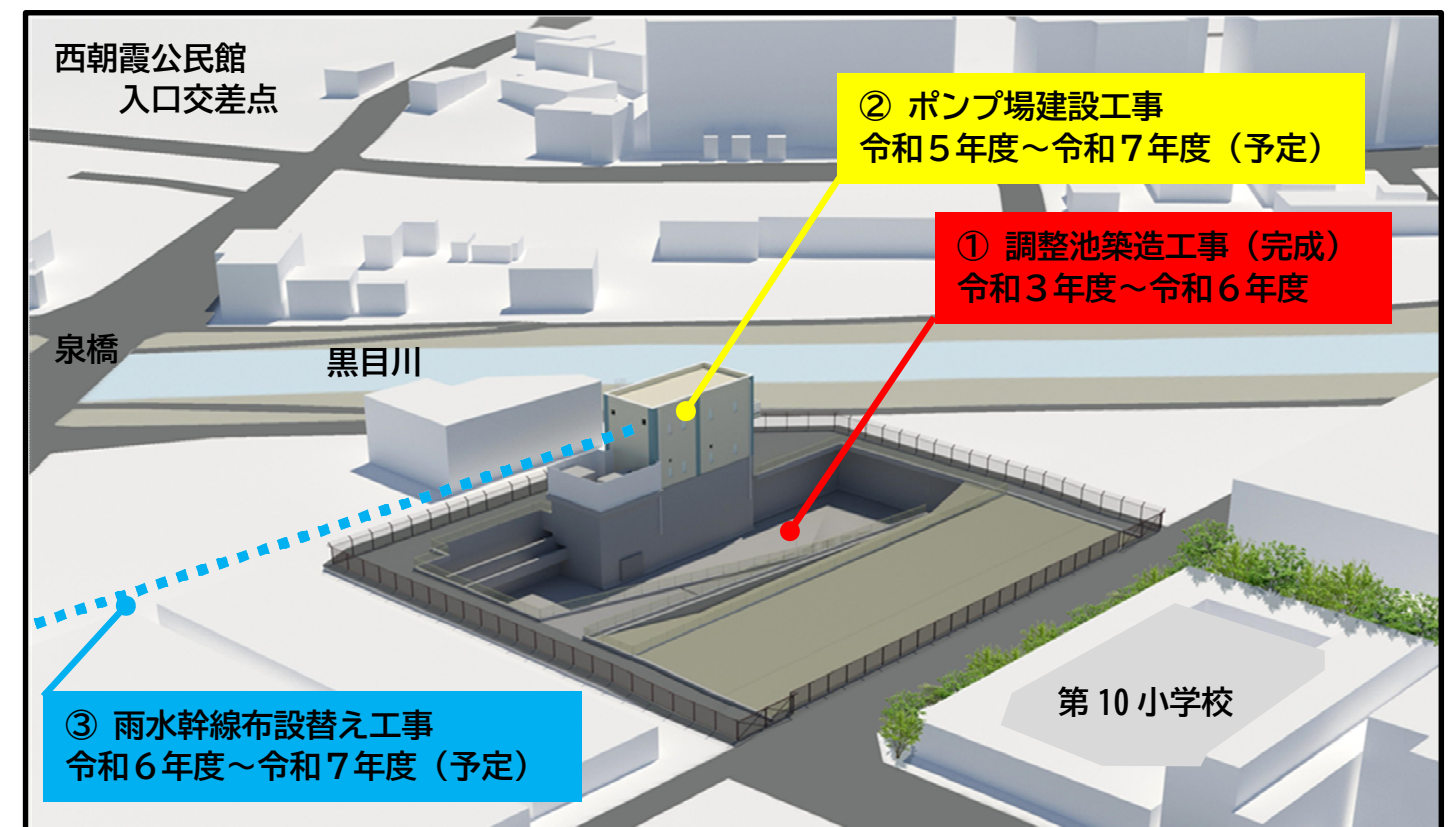
図.2 整備計画図（溝沼3丁目及び溝沼2丁目地区）

溝沼3丁目及び溝沼2丁目地区（溝沼地区）における「当面の対策」の整備内容

溝沼地区では令和7年度末までの対策目標（当面の対策）として、雨水をポンプで黒目川に排水させ、雨水を溜める等の施設を第10小学校南側の畑地に整備する工事を予定しています。

<当面の対策内容>

- ① 調整池築造工事
- ② ポンプ場建設工事
- ③ 雨水幹線布設替え工事



溝沼3丁目及び溝沼2丁目地区（溝沼地区）

工事スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①調整池築造工事					R6.8 完成
②ポンプ場建設工事					
③雨水幹線布設替え工事					

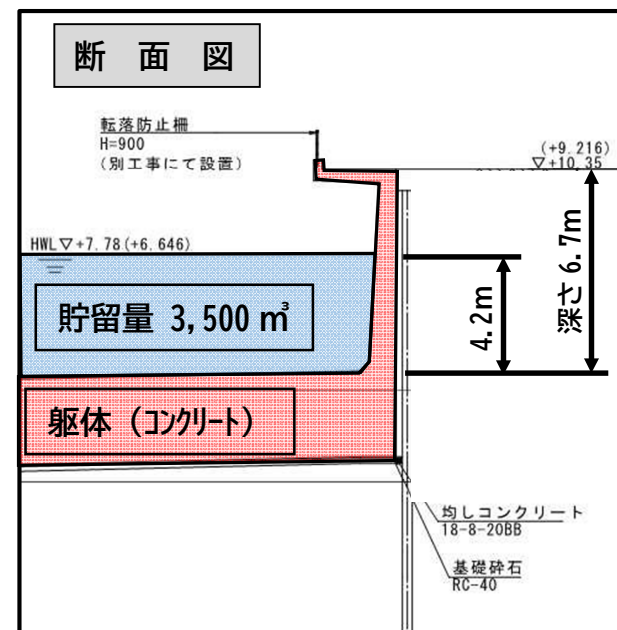
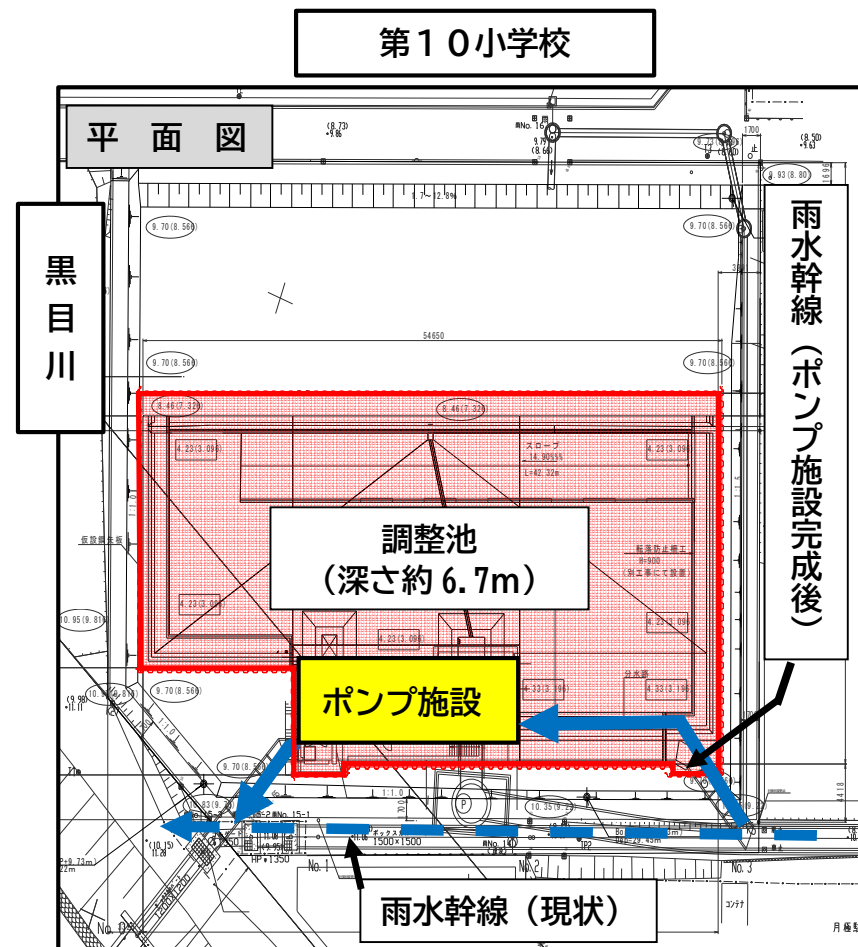
調整池築造工事（大字溝沼地内調整池築造工事）の概要

工事期間 令和3年10月22日～令和6年7月31日

施設概要 RC造による調整池

貯留量 3,500 m³ 貯留水深 H≒4.2m

施設規模（内寸） 約52.7m（幅）×約22.5m（奥行）×約6.7m（深さ）



ポンプ場建設工事（大字溝沼地内ポンプ場建設工事）の概要

工事期間 令和6年2月13日～令和8年1月30日（予定）

施設概要 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階

最高高さ 13.86m

延べ床面積 218.60 m²

	床面積（m ² ）	設置物の概要
地上1階	49.96	機械室、自家発電機
地上2階	76.19	電気室
地下1階	92.45	機械室（ポンプ設置）
合計	218.60	

主な機械設備

放流ポンプ φ700 mm（1.149 m³/秒）×2基 ポンプ合計排水量 2.298 m³/秒

切替ゲート 幅1,500 mm×高1,500 mm 1門

自家発電機 1基

